

公益社団法人愛知県畜産協会 肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県畜産協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項の規定及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号。以下「要綱」という。）に基づき、本会が実施する肉用牛肥育経営安定特別対策事業の業務（以下「本業務」という。）に関する基本的事項を定め、もって本業務の適正な運営に資することを目的とする。

(本業務の基本方針)

第2条 肉用牛肥育経営については、もと畜の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜費の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格の水準によっては大幅な収益性の悪化が懸念されることに鑑み、本会は、本業務の公共の重要性を踏まえ、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡のもとに、本業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(本業務の目的及び内容)

第3条 前条の方針を踏まえ、本会は、要綱に基づき、機構の補助を受けて、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、肉用牛肥育経営に対する補填金（以下「肥育牛補填金」という。）を交付する事業を実施することとし、もって肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

- 2 本会は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、肥育牛補填金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した生産者（以下「契約生産者」という。）に対する肥育牛補填金の交付に要する資金に充てるための肥育安定基金を造成するものとする。
- 3 本会は、本業務を推進するため、愛知県を区域とする会議の開催、事業に係る調査及び指導、事業の普及・啓発活動、その他肥育牛補填金の円滑な交付業務を推進するために必要な業務を実施するものとする。

(業務対象年間)

第4条 本会は、業務対象年間ごとに本業務を行うものとする。

- 2 業務対象年間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とする。

第2章 肥育牛補填金交付契約の締結に関する事項

(交付契約締結の相手方)

第5条 本会は、次に掲げるすべての要件を満たす者と業務対象年間ごとに、交付契約を締結するものとする。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の32の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者に限る。

- (1) 愛知県の区域内で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行う者（法人にあっては、牛の肥育の事業を営んでいるもの。）であって、契約対象の牛に係る損益が帰属する者（以下「肥育牛生産者」という。）であること。ただし、次の各号に該

当する会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当するものを除く。）

イ アに準ずるものとして、次に掲げる会社のいずれかに該当するもの

(ア) その総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。（イ）において同じ。）の2分の1以上が同一のアに掲げる会社の所有に属している会社

(イ) その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げる会社の所有に属している会社（(ア)に掲げる会社を除く。）

(2) 前業務対象年間（平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間をいう。）において、本会又は他の事業実施主体が交付契約を解除していないこと。

(3) 本会又は機構が本事業の実施に資することを目的に第15条の販売確認申出書に係る枝肉の販売価格及び枝肉重量等のデータを肥育牛補填金の額の算定に利用することに応じていること。

（交付契約の申込み及び締結）

第6条 肥育牛生産者は、本会が別に定める肥育牛補填金交付契約申込書により本会に対し交付契約の申込みを行うものとする。

なお、この場合において、要綱第6の10の規定のただし書により、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けようとする場合は、その理由等を付記するとともに、関係書類を添えて提出するものとする。

2 本会は、肥育牛生産者から前項による申込みを受けたときは、本事業の趣旨を踏まえ、当該申込みをした者と交付契約を締結することが適当であるか審査した上で、適当と認められる者と本会が別に定める肥育牛補填金交付契約書により平成25年6月28日までに交付契約を締結するものとする。

（業務対象年間途中での契約の締結）

第7条 本会は、第6条第2項に定める日を超えた業務対象年間途中での交付契約は、締結しないものとする。ただし、第5条の要件を満たす者であつて、愛知県の区域内で新たに肉用牛肥育経営に参入した肥育牛生産者（業務対象年間途中において、他の事業実施主体が交付契約を解除した者を除く。）については、この限りではない。

（契約肥育牛）

第8条 交付契約の対象となる肥育牛は、肥育の開始日から個体登録台帳に記載される日まで、愛知県の区域内で肥育されている牛とし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に第12条に定める個体登録台帳に記載された牛（以下「契約肥育牛」という。）とする。

（補填金交付対象肥育牛）

第9条 肥育牛補填金の交付対象となる契約肥育牛は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 満17か月齢以上の牛であること。
- (2) 第18条に定める生産者積立金（契約生産者からの積立金及び契約生産者の負担軽減を図るため、その他の者が支出する補助金又は拠出金（以下「その他積立金」という。）からなる積立金をいう。以下同じ。）が納付されている牛であること。
- (3) おおむね10か月以上連続した期間、愛知県の区域内で肥育されている牛であること。
- (4) 繁殖又は搾乳の用に供していない牛であること。
- (5) 第15条により販売したことが確認できる牛であること。

（交付契約の解除）

第10条 本会は、契約生産者が、第5条の要件を満たさなくなったときは、交付契約を解除するものとする。

2 本会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら通知又は催告をすることなく、契約生産者に対して交付契約を解除することができるものとする。

- (1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）に違反する行為を行ったとき。
- (2) 第6条第1項の肥育牛補填金交付契約申込書、第11条第1項の個体登録申込書、第15条第1項の販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により肥育牛の全部又は一部について第11条第1項に基づく申込みをしなかったとき。
- (4) 第18条に定める期日までに契約生産者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (5) 第27条第1項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (6) その他、契約生産者が交付契約に定める義務に違反したとき。
- (7) 契約生産者（この号においては、その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明したとき。**

第3章 肥育牛の個体登録

（個体登録の申込み）

第11条 契約生産者は、肥育牛であって満6か月齢以上のものは全頭について、満14か月齢に達する日までに、本会が別に定める個体登録申込書にその牛の肥育牛補填金の交付に必要な事項を記載し、次の各号のいずれかを満たす書類を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 肥育牛台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書、肉用子牛個体登録台帳等により、契約生産者の所有に属することを確認できるもの。
 - (2) 現に契約生産者の所有に属さない牛であっても、販売までに当該牛の所有権が第三者から契約生産者に移転することが書面により定められている牛であって、肥育牛預託契約書等により、当該牛に係る所有権が契約生産者に移転することが確認できるもの。
- 2 本会は、前項の個体登録申込書に記載された牛が契約生産者の所有に属するものであることを、肥育牛台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書、肉用子牛個体登録台帳等により、又は牛の所有権が契約生産者に移転することを肥育牛預託契約書等により確認するものとする。
- 3 本会は、第1項の個体登録申込書に記載された牛について、牛トレサ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）を利用して、

当該牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所を確認するものとする。

- 4 本会は要綱第6の4の(4)の規定により、畜産物の生産・流通・消費に関する法令その他法令への違反行為をした契約生産者に対し、個体登録の停止する措置を講ずることができるものとする。

(個体登録台帳への記載)

第12条 本会は、前条第2項及び第3項により確認した牛に係る申込内容について、当該牛が満17か月齢に達する日までに本会が備える個体登録台帳に記載する。

- 2 本会は、前項により個体登録台帳に記載した場合は、本会が別に定める方法により契約生産者にその内容を通知するものとする。
- 3 契約生産者は、契約肥育牛について、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、個体登録台帳に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに本会が別に定める個体登録内容変更届を本会に提出するものとする。
- 4 本会は、前項により契約生産者から変更の届出があった場合は、届出があった内容について、牛個体識別全国データベースが変更されていることを確認し、個体登録台帳の内容を変更することができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 契約生産者は、本会の承認を得ないで、交付契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡若しくは質入等の担保権の設定、その他一切の処分をしてはならないものとする。

(契約肥育牛の権利義務の承継)

第14条 契約生産者が、業務対象年間途中で肥育経営を中止又は廃業する場合は、本会の承認を得て、第11条第1項に係る牛及び契約肥育牛の補填対象となる権利義務を同一県内の他の契約生産者に承継できるものとする。

第4章 契約肥育牛の販売の確認等

(販売の確認)

- 第15条 契約生産者は、契約肥育牛を販売したときは、販売を行った日が属する四半期の翌月の末日までに、本会が別に定める販売確認申出書に当該販売を行ったことを証明する書類を添えて本会に提出するものとする。
- 2 本会は、前項により提出された書類及び牛個体識別全国データベースに基づき、前項により申し出を受けた牛について、契約肥育牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

(死亡等の届出)

- 第16条 契約生産者は、契約肥育牛について、死亡、盗難その他の契約生産者が飼養しなくなった事由(第15条第1項に定める販売を除く。)の発生があった場合には、速やかに本会が別に定める肥育牛異動報告書により本会に届け出るものとする。
- 2 契約生産者は、契約肥育牛について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農畜第4380号)別添3の第1の1の(1)に規定する事業の肉専用種繁殖雌牛台帳に記載された場合、又は同要綱別添3の第1の1の(2)に規定する事業の奨励金の交付を受

けた場合（同奨励金の交付を受けた後に契約生産者に対し譲渡されていた場合を含む。）には、速やかに前項の肥育牛異動報告書により本会に届け出るものとする。

第5章 生産者積立金の単価及びその納付

（肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額）

第17条 肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額は、第22条に規定する品種区分（以下「品種区分」という。）ごとに、毎年度、機構が定める額とする。

（生産者積立金の納付）

第18条 契約生産者は、第12条第2項に基づく通知を受けたときは、本会が別に定める方法により、契約肥育牛が肉専用種にあつては、黒毛和種が満25か月齢、褐毛和種が満22か月齢、日本短角種、無角和種及びアングス種、ヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養している牛の品種が満20か月齢、交雑種にあつては満22か月齢、乳用種にあつては満18か月齢及びに達する日の属する月までに、契約肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額に契約肥育牛の頭数を乗じて得た金額から、当該頭数に応じたその他積立金を除いた金額を、生産者積立金として本会に納付するものとする。

（生産者積立金の相殺の禁止）

第19条 契約生産者は、本会に納付すべき生産者積立金について、相殺をもって本会に対抗することはできない。

（生産者積立金の返戻）

第20条 生産者積立金は、第21条第5項の場合を除き、契約生産者に対し、これを返戻しないものとする。

第6章 肥育安定基金の造成及び管理運用

（肥育安定基金の造成及び管理運用）

第21条 本会は、機構からの補助金、生産者積立金をもって肥育安定基金を設けることとし、その運用により生じた果実は本基金に繰り入れるものとする

2 本会は、肥育安定基金を品種区分ごとに、機構からの補助金及び契約生産者からの積立金並びにその他積立金を区分して管理するものとする。

3 本会は、契約生産者に肥育牛補填金を交付する場合を除き、肥育安定基金を取り崩してはならないものとする。

4 本会は、事業実施期間終了後において肥育安定基金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても肥育安定基金に残額が生じることが見込まれるために理事長から返還の指示があった場合には、それぞれ肥育安定基金の残額又は返還の指示があった額のうち第2項による機構からの補助金として管理しているものを機構に返還するものとする。

5 本会は、業務対象年間終了後において、肥育安定基金に残額が生じた場合には、肥育安定基金の残額について、第2項により区分管理しているものを機構、契約生産者（業務対象年間終了前に交付契約を解除した者を除く。）及びその他の積立金を負担するその他の者にそれぞれ返還するものとする。

6 本会は、前項により契約生産者に肥育安定基金の残額を返還する場合は、第18条により生産者積立金の納付を受けた契約肥育牛であつて、当該契約肥育牛に係る販売確認申出書又

は肥育牛異動報告書の提出がない牛に係る生産者積立金相当額を契約生産者に返還するものとし、返還後に残額がある場合は、その残額を契約生産者ごとの生産者積立金の納付状況に応じて、契約生産者に返還するものとする。

第7章 品 種 区 分

(品種区分)

第22条 品種区分は、肉専用種、交雑種及び乳用種の3区分とする。

- 2 肉専用種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、アンガス種、ヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養している牛の品種とする。
- 3 交雑種は、肉専用種と乳用種の交配により生産された牛とする。
- 4 乳用種は、ホルスタイン種、ジャージー種その他雌牛が搾乳を主たる目的として飼養している牛の品種とする。

第8章 肥育牛補填金の交付

(肥育牛補填金の単価)

第23条 肥育牛補填金の単価は、四半期ごと品種区分ごとに理事長が別に定める肥育牛1頭当たりの肥育牛補填金の金額（以下「補填金単価」という。）とする。

- 2 本会は、前項により補填金単価を定めた場合には、速やかに公表するものとする。
- 3 本会は、肥育安定基金の安定的な運用のために必要がある場合は、機構理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。
この場合において、補填金単価を減額した場合には、速やかに公表するものとする。

(肥育牛補填金の交付)

第24条 本会は、契約生産者に対し、四半期に販売した品種区分ごとの第9条の要件を満たした契約肥育牛の頭数に当該四半期に適用する補填金単価を乗じて得られた額を肥育牛補填金として交付するものとする。

第9章 本業務に係る事務の委託に関する事項

(本業務に係る事務の委託)

第25条 本会は、必要に応じ、理事会の議決を経て、機構理事長の承認を受けた者に、本会が別に定めるところにより、事務の一部を委託することができる。

第10章 雑 則

(肥育牛補填金の不交付又は返還)

第26条 本会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、肥育牛補填金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した肥育牛補填金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 牛トresa法に違反する行為を行ったとき。
- (2) 第6条の肥育牛補填金交付契約申込書、第11条第1項の個体登録申込書、第15条第1項の販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により肥育牛の全部又は一部について第11条第1項に定める申込みを

しなかったとき。

- (4) 第18条に定める期日までに契約生産者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (5) 第27条第1項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (6) 契約生産者が、第5条の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 交付契約締結後において、譲渡又は担保権の実行により、契約生産者の肥育する牛が、第9条に定める補填金交付対象肥育牛の要件を満たさなくなったとき（第15条第1項の販売による場合は除く。）。
- (8) 契約生産者（この号においては、その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員等の反社会的勢力であることが判明したとき。**

（報告の徴収等）

第27条 本会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肥育牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

2 本会は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づき、原則として、業務対象年間中に1回以上、契約生産者が作成した環境規範の点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。

3 本会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第5条の要件を満たす者が、配合飼料を利用し平成24年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通達）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成25年度において契約を締結していることを確認するものとする。

4 本会は、機構から、本業務の実施について報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

（手数料）

第28条 本会は、生産者積立金とは別に、この事業を円滑に遂行するために必要な経費の一部を手数料（実費相当額を限度）として、契約生産者に手数料を納付させることができるものとする。

2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（牛個体識別情報の利用に関する同意）

第29条 契約生産者は、本会、第25条に基づき本会が事務を委託した者（以下「事務委託先」という。）及び機構が、本業務の円滑な推進を目的として、個人情報保護法その他の法令に基づき、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る契約生産者の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意するものとする。

（個人情報の管理）

第30条 本会、事務委託先及び機構は、本業務に関して取得した契約生産者に係る個人情報については、個人情報保護法その他の法令に従い適正に取扱うものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年4月1日から当分の間、規定中「四半期」とあるのは、「月」に読み替えるものとする。なお、本会は、平成26年4月期に販売された契約肥育牛から、当分の間、理事長が別に定める方法により、四半期の最終月以外に販売された契約肥育牛について、肥育牛補填金の概算払いを行うこととし、その精算払いは、当該四半期の最終月期に販売された契約肥育牛の肥育牛補填金の交付の際に行うものとする。
- 3 社団法人愛知県畜産協会肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書（平成22年6月18日付22愛畜第121号制定。以下「旧業務方法書」という。）第12条により個体登録台帳に記載した牛（肥育牛補填金の交付対象となった牛を除く。以下「旧対象牛」という。）については、この業務方法書第8条の契約肥育牛とみなす。
- 4 旧対象牛のうち、旧業務方法書第17条による生産者積立金が納付された牛については、この業務方法書第9条第2号の規定は適用しない。
- 5 愛知県の区域内で平成25年11月から平成26年3月に発生した豪雪に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村又は機構理事長が特に認める市町村（以下「豪雪対象市町村」という。）から、当該豪雪による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害（以下「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた契約生産者について、平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に納付期限が到来する業務方法書第18条に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。
- 6 5の規定により生産者積立金を免除された契約肥育牛について、業務方法書第24条に規定する肥育補填金を交付する場合、補填金単価は理事長が別に定めるものとする。
- 7 愛知県の区域内で豪雪対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該豪雪対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日（平成26年2月1日以降の日に限る。以下同じ。）に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成26年3月31日までに販売する牛（業務方法書第11条第1項に規定する個体登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、業務方法書第9条第1号の規定中「満17か月齢以上であること」とあるのは「満12か月齢以上であること」に、業務方法書第9条第3号の規定中「おおむね10か月以上連続した期間、愛知県の区域内で肥育されている牛であること」とあるのは「期間にかかわらず、愛知県の区域内で肥育されている牛であること」と読み替えるものとする。
- 8 愛知県の区域内で豪雪対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該豪雪対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成26年3月31日までの連続した期間、愛知県の区域内で肥育されている牛は除く。）について、業務方法書第8条の規定中の「肥育の開始日から個体登録台帳に記載される日まで、愛知県の区域内で肥育されている牛とし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に第12条に定める個体登録台帳に記載された牛」とあるのは「平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に第12条に定める個体登録台帳に記載された牛」と読み替えるものとする。
- 9 愛知県の区域内で豪雪対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該豪雪対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成26年3月31日までの連続した期間、

愛知県の区域内で肥育されている牛は除く。) について、業務方法書第9条第3号の規定中「おおむね10か月以上連続した期間、愛知県の区域内で肥育されている牛」とあるのは「おおむね10か月以上連続した期間、肥育されている牛」と読み替えるものとする。

- 10 愛知県の区域で豪雪対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該豪雪対象市町村の区域内において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（業務方法書第18条の規定する月齢に達した牛は除く。）について、被害の発生した日から平成26年3月31日までの間、業務方法書第14業の規定中の「肥育経営を中止又は廃業する場合は、本会の承認を得て、第11条第1項に係る牛及び契約肥育牛の補填対象となる権利義務を同一県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「本会の承認を得て、第11条第1項に係る牛及び契約肥育牛の補填対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。
- 11 豪雪対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた他の契約生産者が当該豪雪対象市町村の区域内において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（業務方法書第18条に規定する月齢に達した牛は除く。）に限り、被害の事実が発生した日から平成26年3月31日までの間、業務方法書第11条第1項に係る牛及び契約肥育牛の補填対象となる権利義務を継承できるものとする。
- 12 5の規定中「平成26年2月1日から平成26年3月31日まで」とあるのは、当該豪雪に係る要綱の改正によって当該期間が延長された場合、当該改正をもって当該延長された期間に読み替えるものとする。
- 13 7から11の規定中「被害の事実が発生した日から平成26年3月31日まで」とあるのは、該豪雪に係る要綱の改正によって当該期間が延長された場合、当該改正をもって当該延長された期間に読み替えるものとする。
- 14 この業務方法書の改正（付則5から13の追加）は、平成26年3月27日から施行し、平成26年2月1日から適用する。
- 15 この業務方法書の改正（第11条第4項並びに第16条第2項の追加、付則2の内容追加）は、平成26年6月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第11条第4項については平成26年7月1日より適用する。
- 16 この業務方法書の改正（第5条第1項並びに第10条第2項第7号及び第16条第2項、第26条第8号の追加）は、平成27年6月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、適用日前に第6条又は第7条により交付契約を締結した肥育牛生産者については、平成27年度の間、第5条のただし書は適用しない。また、第10条第2項第7号及び第26条第8号の規定の適用については、平成27年7月1日からとする。